

労働保険料の納付はゆとりの口座振替で！	1
平成 29 年度「県立 IT 短大」入学生募集について（推薦入学）	2
いばらき名匠塾・在職者訓練について	3
いばらき就職・生活総合支援センターのご案内	4
平成 28 年度 職場意識改善助成金のご案内	5
「ゆう活」をご検討ください	6
労働関係法令違反があった事業所の新卒求人不受理について	7
平成 28 年度 両立支援助成金のご案内	8
労働委員会の窓から	9～11
11 月は、いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間です！	12
中小企業退職金共済事業（広告）	13
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！/ワーク・ライフ・バランス講師派遣事業のご案内	14

## 労働保険料の納付はゆとりの口座振替で！

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただけます。

保険料の引き落としに最大 **2 か月** ゆとりができます。

口座振替納付をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している**金融機関の窓口**にご提出ください（一部の金融機関では口座振替の取扱がありません）。

納期	全期・第 1 期	第 2 期	第 3 期
通常の納期限	平成 28 年 7 月 11 日	平成 28 年 10 月 31 日	平成 28 年 1 月 31 日
口座振替納付日	平成 28 年 9 月 6 日	平成 28 年 11 月 14 日	平成 28 年 2 月 14 日
ゆとり日数	<b>57 日</b>	<b>14 日</b>	<b>14 日</b>
申込期限	平成 28 年 2 月 25 日 (終了)	平成 28 年 8 月 15 日	平成 28 年 10 月 11 日

※申込締切日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日が締切日となります。

※28 年度第 1 期分の振替申込は終了しました。

口座振替制度の概要及び取扱金融機関名、申込用紙のダウンロードについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/> (労働基準→労働保険の適用・徴収)

お問い合わせ先

茨城労働局労働保険徴収室(029-224-6213)

**10年連続就職率100%！ 女子も活躍！**

## 平成29年度「県立IT短大」入学生募集について(推薦入学)

県立産業技術短期大学校（県立IT短大）では、産業界において即戦力となるIT技術者を育成しています！女性も多数在籍しています！

企業から高く評価されている就職に有利な国家資格（基本情報技術者試験）に、約80%の生徒が合格しています！

さらに、平成29年度からは、各科の2年次に、企業が求める新技術（IoT、ビッグデータ）を学べる選択コースを開設します！！（定員は各5名）



### 1 募集内容について

募集施設	募集訓練科（募集定員）
茨城県立産業技術短期大学校（県立IT短大） 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 <a href="http://www.ibaraki-it.ac.jp/">http://www.ibaraki-it.ac.jp/</a>	情報システム科（10人）／情報処理科（10人）

### 2 選考方法について ※詳細についてはお問い合わせください。

項目	内容											
応募資格	<b>高等学校長・中等教育学校長推薦</b> 高等学校又は中等教育学校を平成28年度に卒業（見込みの者を含む）で次のいずれにも該当する者 ① 高等学校長又は中等教育学校長から推薦された者 ② 本校の入学を専ら志願し、合格した場合入学することを確約できる者 ③ 次のいずれかに該当する者 ・ 調査書の全体の評定平均値が3.0以上である者 ・ 基本情報技術者試験またはITパスポート試験に合格している者											
	<b>特別推薦</b> 高等学校又は中等教育学校を卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次のいずれかに該当する者 ① 事業主推薦（茨城県内の事業所に勤務する者（内定者含む）で、概ね35歳以下の者） ② 大学・短期大学等学長（校長）推薦（大学、短期大学及び専修学校（専門課程）等を平成29年3月に卒業見込みの者） ③ 高等学校等既卒者自己推薦（概ね35歳以下の者で、本校の目的と希望する学科の特色を理解し、自ら強い学習意欲を持ち入学を希望する者）											
	<b>身体障害者自己推薦</b> 高等学校又は中等教育学校を卒業（見込みの者を含む）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次のいずれにも該当する者 ① 訓練を受けるに当たって他の者の介助、又は特別な支援を必要としない者 ② 概ね35歳以下の者											
選考試験	<b>高等学校長・中等教育学校長推薦</b> ・受付期間 平成28年9月5日（月）～平成28年10月5日（水） ・選考日 平成28年10月12日（水） ・合格発表 平成28年10月19日（水） ・選考内容 数学I（基本情報技術者試験合格者は適性検査）、面接											
	<b>特別推薦（事業主推薦を除く）</b> ・選考日程											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程区分</th> <th>受付期間</th> <th>選考日</th> <th>合格発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期日程</td> <td>10月11日（火）～11月4日（金）</td> <td>11月12日（土）</td> <td>11月18日（金）</td> </tr> <tr> <td>後期日程</td> <td>1月4日（水）～1月20日（金）</td> <td>1月28日（土）</td> <td>2月3日（金）</td> </tr> </tbody> </table> ・選考内容 適性検査、面接	日程区分	受付期間	選考日	合格発表	前期日程	10月11日（火）～11月4日（金）	11月12日（土）	11月18日（金）	後期日程	1月4日（水）～1月20日（金）	1月28日（土）
日程区分	受付期間	選考日	合格発表									
前期日程	10月11日（火）～11月4日（金）	11月12日（土）	11月18日（金）									
後期日程	1月4日（水）～1月20日（金）	1月28日（土）	2月3日（金）									

# いばらき名匠塾・在職者訓練について

～ 技能人材の育成をサポートします ～

県内5つの県立産業技術専門学院では、「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」といったご意見に応えられるよう、企業等で就業中の皆さんを対象として各種技能講習を実施しています。是非、従業員の教育訓練にご活用ください。

## いばらき名匠塾

ものづくりマイスター（茨城県知事の認定）等の優れた技能者が、培ってきた高度で専門的な技術や技能を伝承する場として、「いばらき名匠塾」を実施しています。

【訓練コース】 機械系職種（旋盤・フライス盤等）、金属加工系職種（構造物鉄工・溶接等）、電子技術系職種（電子・電気機器組立等）など

【対象者】 中小企業等で働く中堅青年技能者（概ね20～30代）

【定員】 各コース5名以内（各産業技術専門学院で1コース（筑西のみ2コース）実施）、定員30名

【訓練時間】 48時間（訓練日は土日又は平日の夜等、希望に応じて調整します。）

【受講料】 1人あたり2,980円

## 在職者訓練

機械・電気・溶接・ITなど多くのコースをご用意しています。その他、企業ごと個別のご要望に応じて、カリキュラムや実施時期など相談のうえ実施するオーダーメイド型コースも準備しております。

また、今年度から、技能検定1・2級取得を目指すなど技能者のレベルアップやキャリアアップを図り、企業における生産性の向上等を図る長時間のコース「技能ブラッシュアップコース」も開設しております。

(1) 技能向上、ITコース

【講座例】 電気工事士受験対策（筆記・技能）、ガス・アーク溶接講座、機械・建築CAD講座、ホームページ作成講座など

【定員】 1講座あたり10～20名

【訓練時間】 12時間～

【受講料】 1講座 2,980円（※但し労働安全衛生法に基く講座は、2,750円）

(2) オーダーメイド型コース

【講座例】 品質管理、MAG溶接、型枠施工、機械図面の読み方など

【定員】 【訓練時間】 【受講料】 上記(1)と同じ

(3) 技能ブラッシュアップコース

【講座数】 2講座（1講座については現在実施中）

【定員】 1講座あたり3名（2コース実施予定）

【訓練時間】 210時間

【受講料】 1講座 14,980円

【現在実施している講座例】

① 講座名 普通旋盤作業訓練 ② 場所 日立産業技術専門学院 ③ 実施期間 5月～7月



### 【問い合わせ先】

○商工労働観光部職業能力開発課	（水戸市笠原町 978-6）	TEL 029-301-3653
○県立水戸産業技術専門学院	（水戸市下大野 6342）	TEL 029-269-2160
○県立日立産業技術専門学院	（日立市西成沢 3-9-1）	TEL 0294-35-6449
○県立鹿島産業技術専門学院	（鹿嶋市林 572-1）	TEL 0299-69-1171
○県立土浦産業技術専門学院	（土浦市中村西根番外 50）	TEL 029-841-3551
○県立筑西産業技術専門学院	（筑西市玉戸 1336-54）	TEL 0296-24-1714

# いばらき就職・生活総合支援センターのご案内

就職を目指す皆さんに、就職や生活の安定に関する支援・相談を行い、総合的にサポートいたします！

## ■就職支援 (Tel029-300-1916・029-300-1715)

- 相談時間 ▶ いばらき就職・生活総合支援センター 平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00  
 ▶ 各地区就職支援センター 平日 9:00～16:00
- 相談内容 ▶ 職業紹介, 求人情報の紹介・提供  
 ▶ カウンセリングや適性診断, 各セミナーの実施など

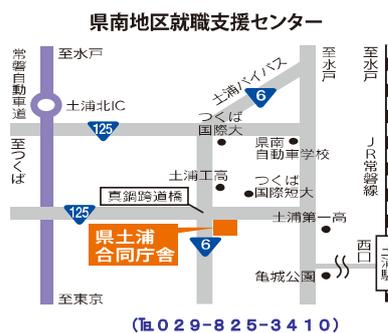
## ■労働相談 (Tel029-233-1560)

- 相談時間 ▶ いばらき労働相談センター (いばらき就職・生活総合支援センター内)  
 平日 9:00～20:00 (相談受付は 19:30 まで)  
 土日 10:00～16:00 (相談受付は 15:30 まで)
- 相談内容 ▶ 労働条件, 採用, 解雇, 賃金不払い, 職場でのいじめ, パワハラ, セクハラなどに関する労働相談  
 ▶ 各地区で面接による相談を希望する場合は, センターの相談員が日程調整の上, 出張面談を行いますので, 事前にご連絡ください (出張面談を行う場所は, 各地区就職支援センター内となります)。



## ■生活支援 (Tel029-232-1245)

- 相談時間 ▶ いばらき就職・生活総合支援センター 月・水・金 10:00～16:00
- 相談内容 ▶ 生活福祉資金など貸付制度に関する相談, 生活保護などの要件や手続きに関する相談, 県営住宅や雇用促進住宅の情報提供や入居手続きに関する相談など



# 平成 28 年度 職場意識改善助成金のご案内

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、所定労働時間の短縮、時間外労働の上限設定等を目的として、職場意識の改善のための研修や労働時間等の管理の適正化に資する設備等の導入等を実施し、労働時間の設定の改善に取り組む**中小企業事業主**（※）に支給します。

コース名	職場環境改善コース	所定労働時間短縮コース	時間外労働上限設定コース
対象事業主	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が 13 日以下であって月間平均所定外労働時間数が <b>10 時間以上</b> であること	<b>特例措置対象事業場（※）で所定労働時間が週 40 時間を超え 44 時間以下の事業場を有する</b> ※常時 10 人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業場	「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する <b>限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定（特別条項）</b> を締結している事業場を有すること
対象となる取組	A 労務管理担当者、労働者等への研修等 外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計等の導入・更新 等 B 労働能率の増進に資する設備等の導入・更新 ※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません		
成果目標	a 年次有給休暇の年間平均取得日数を 4 日以上増加させる b 月間平均所定外労働時間数を 5 時間以上削減させる	週所定労働時間を 2 時間以上短縮して、40 時間以下とすること	労働基準法第 36 条第 1 項の規定によって <b>延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定を行うこと</b>
成果目標の評価期間等	助成金事業実施承認日から平成 29 年 2 月 15 日までの 3 か月を自主的に設定	助成金事業実施承認日から平成 29 年 2 月 15 日までに取組を実施	助成金事業実施承認日から平成 29 年 2 月 15 日までに取組を実施
支給額 (上記「対象となる取組」の実施に要した費用の一部)	■上記成果目標の a、b とともに達成した場合 補助率 3/4 (上限額 100 万円) ■a、b どちらか一方を達成 補助率 5/8 (上限額 83 万円) ■a、b どちらも未達成 補助率 1/2 (上限額 67 万円) ※上記「対象となる取組」が B の場合は、a、b とともに達成した場合に限り支給します 補助率 3/4 (上限額 100 万円)	成果目標を達成した場合 補助率 3/4 (上限額 50 万円)	成果目標を達成した場合 補助率 3/4 (上限額 50 万円)
承認申請締切日	平成 28 年 10 月 17 日 (月)	平成 28 年 12 月 15 日 (木)	平成 28 年 12 月 15 日 (木)

上記のほか、終日、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む事業主を対象とした「テレワークコース」もあります。詳細はテレワーク相談センター（0120-91-6479）へお問い合わせください。

※**中小企業事業主**とは、「資本または出資の額」「常用労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5 千万円以下	5 千万円以下	1 億円以下	3 億円以下
常用労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

申請総額が予算額を超過した場合、支給が次年度以降となる場合や支給が受けられない場合もあります。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室（TEL029-277-8294）へお問い合わせください。

# はじめよう！夏の生活スタイル変革 「ゆう活」をご検討ください



明るい時間が多い夏の間は、朝早くから働き始め、早めに仕事を終えることで、まだ明るい夕方の時間を有効に活用し、家事や子育て、介護、家族・友人と過ごす時間や、自己啓発、余暇など、仕事以外の生活を充実できるよう、政府は、夏の生活スタイルを変革する国民運動（「ゆう活」）を展開しています。

この「ゆう活」とは、単なる始業時間の前倒しではなく、業務の効率化に併せて取り組むことが重要です。企業の実情に応じ、可能な範囲での取組をお願いします。



## 朝型の働き方の例

■「朝型の働き方」(やむを得ない残業は朝に回して、夕方に退社)  
→生産性を上げつつ、多様なライフスタイル！

### ■勤務時間の繰り上げ

終業時間を繰り上げる。通勤時間をずらすことにより、渋滞等通勤のストレス低減にも効果がある。

### ■時差出勤制

原則の就業時間帯に加え、繰り上げた就業時間帯を設定し、選択できるようにするもの。

### ■朝型残業優遇制度

朝型残業に対し、割増賃金率の引上げ、軽食の支給などの優遇策を行うことにより朝型勤務へ誘導する。

### ■朝型フレックスタイム制

コアタイムを挟むフレキシブルタイムを、朝の時間帯に向けて延長し、朝型勤務へ誘導する。



茨城労働局では、社会保険労務士を「働き方・休み方改善コンサルタント」として任用し、無料で企業へ派遣し、制度導入等のアドバイスを実施しています。是非、ご活用ください。

【「ゆう活」「コンサルタントの派遣」問合せ先】茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

# 労働関係法令違反があった事業所の新卒求人不受理について

ハローワークでは、平成28年3月1日から、一定の労働関係法令違反があった事業所を新卒者等に紹介することのないよう、こうした事業所の新卒求人を一定期間受け付けないこととしました（以下、「不受理」という）。

## 不受理となる対象と不受理期間

### 不受理となる対象

平成28年3月1日以降、労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした場合に、新卒者等<sup>(※1)</sup>であることを条件とした求人が不受理の対象となります。

### 1. 労働基準法と最低賃金法に関する規定

(1) 1年間に2回以上同一条項の <sup>(※2)</sup> 違反について是正勧告を受けている場合	→	<b>不受理期間 A</b> 法違反が是正されるまで + 是正後6カ月経過するまで
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合	→	
(3) 対象条項違反により送検され、公表された場合	→	<b>不受理期間 B</b> 送検された日から1年経過するまで (是正後6カ月経過するまでは不受理期間を延長)

### 2. 男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定

(1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合	→	<b>不受理期間 A</b> 法違反が是正されるまで + 是正後6カ月経過するまで
-----------------------------	---	--

※1 新卒者等の範囲は以下の通りです。

- ① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記新卒求人に応募できる①、②の卒業生及び修了者

※2 同一条項とは項レベルまで同一のものをいい、例えば、労働基準法第37条第1項を1年に2回以上違反している場合をいいます。

詳細は **茨城労働局・各ハローワーク** へお問い合わせ下さい。

# 平成 28 年度 両立支援等助成金のご案内

## 出生時両立支援助成金

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給します。

	中小企業	大企業
取組・育休1人目	60万円	30万円
育休2人目以降	15万円	

## 介護支援取組助成金

仕事と介護の両立支援のため、アンケートによる実態把握、介護休業等の制度に関する研修、相談窓口の設置などの体制整備を行った事業主に支給します。

1企業1回限り	60万円
---------	------

## 中小企業両立支援助成金

◆中小企業事業主とは、「資本または出資の額」「常用労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

### I 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

支給対象労働者1人当たり	50万円
支給対象労働者が期間雇用者の場合	10万円加算
期間雇用者が無期雇用で復職した場合	さらに10万円加算

### II 期間雇用者継続就業支援コース

期間雇用者の育児休業取得者を原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用した中小企業事業主に支給します。  
※平成28年3月31日までに育児休業を終了した期間雇用者が対象となります。

育児休業取得者	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円
休業終了後正社員として復職した場合	1人目10万円加算 2～5人目 5万円加算

### III 育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給します。

育休取得時	30万円
職場復帰時	30万円

※1企業2人まで支給（無期雇用者1人、期間雇用者1人）

## 女性活躍加速化助成金

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

支給額（各コース1企業1回限り）	
【取組目標を達成】※中小企業のみ ⇒ 加速化Aコース	30万円
【数値目標を達成】 ⇒ 加速化Nコース	30万円

※本助成金では、産業に関わりなく常用労働者数が300人以下の企業

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

申請総額が予算額を超過した場合、支給が次年度以降となる場合や支給が受けられない場合があります。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室（TEL029-277-8294）へお問い合わせください。

## 労働委員会の窓から

平成 28年4月1日～平成 28年5月31日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

### ◆ 今期の事件の状況

#### ◆ 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。  
また、2件の係属事件が終結しました。係属中の事件はありません。

#### 【終結事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容	終結状況
H25(不)第4号事件	道路貨物運送業	H25. 10. 30 労働組合	1 配車・賃金差別の禁止 2 元職場への復職 3 賃金差額の支払 4 支配介入の停止 5 謝罪文の掲示	H26(不)第1号事件と併合審査。 平成28年4月20日、当事者双方に、申立事項を一部救済する命令書を交付し、事件は終結した。
H26(不)第1号事件	道路貨物運送業	H26. 7. 17 労働組合	1 解雇処分の取消し 2 誠実団交応諾 3 謝罪文の掲示	H25(不)第4号事件と併合審査。 ※H25(不)第4号事件の終結状況に同じ。

#### ◆ 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。

#### ◆ 個別あっせん事件 (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請が1件ありました。  
また、2件の係属事件が終結しました。係属中の事件はありません。

次頁につづく

### 【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
(株) E 事件	サービス 業	H28. 5. 2 労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働条件通知書の交付（1年間の雇用更新）</li> <li>・職場環境の改善と再発防止，職場復帰</li> <li>・職場復帰するまでの賃金補償</li> </ul>

### 【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
(株) D 事件	卸売業， 小売業	H28. 3. 23 労働者	パワハラ及びセクハラ に対する謝罪並びに慰 謝料請求	平成28年4月11日，被 申請者のあっせんに応 じない意思が明確にな ったため，あっせん不 開始として終結した。
(株) E 事件	サービス 業	H28. 5. 2 労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働条件通知書の交付 （1年間の雇用更新）</li> <li>・職場環境の改善と再発 防止，職場復帰</li> <li>・職場復帰するまでの賃 金補償</li> </ul>	平成28年5月16日，被 申請者のあっせんに応 じない意思が明確にな ったため，あっせん不 開始として終結した。



## お知らせ

### ● 個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会の実施について ●

茨城県労働委員会では、労働問題に関する豊富な知識と経験を有する労働委員（弁護士，学識経験者，労働組合役員，会社役員など）による個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会を下記のとおり実施する予定です。

なお，相談には事前予約が必要です（9月上旬から受付を開始します）。

	日時	会場
第1回	10月 1日（土） 13:00～16:30	いばらき就職・生活総合支援センター 2階 （水戸市三の丸1-7-41）
第2回	10月 20日（木） 17:00～19:00	県庁舎 23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町 978-6）
第3回	11月 10日（木） 17:00～19:00	県庁舎 23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町 978-6）

【対象者】 県内に所在する事業所の労働者及び使用者（雇用形態は問いません）。

※ 詳細は，労働委員会事務局までお問い合わせください。



## ● 労働委員会の資格審査 ●

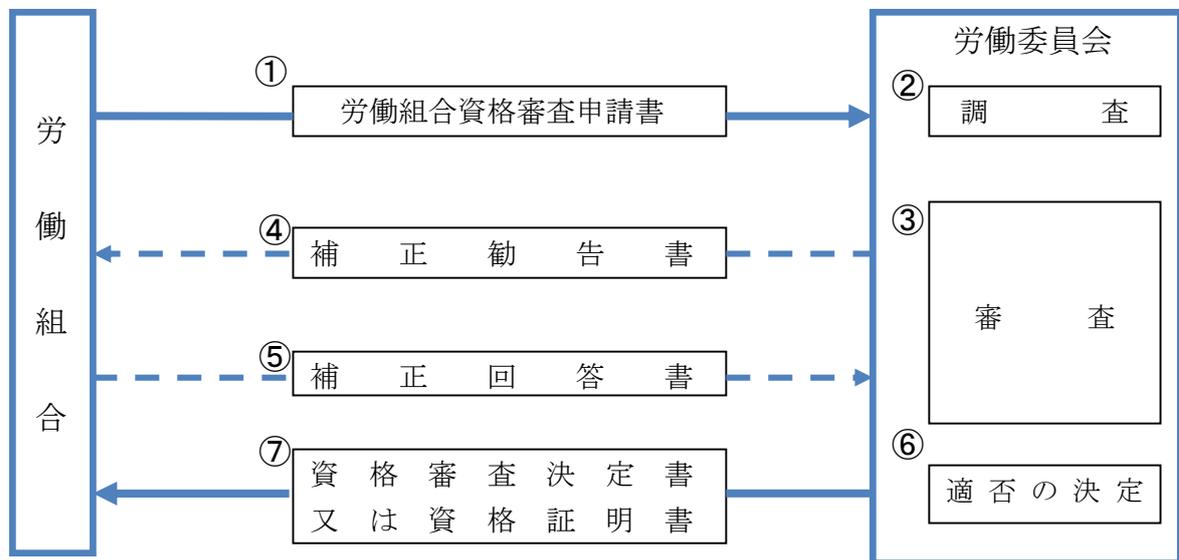
労働組合は、自由につくることができます。したがって、労働組合をつくっても、行政官庁への届出や許可等の手続は必要ありません(県では、労働組合の設立状況等を行政資料としてとりまとめているので、設立や統廃合、名称変更があった場合は、県商工労働観光部労働政策課への連絡をお願いしています。)

ただし、次の手続を行うときには、労働組合法で定められた労働組合としての要件を備えている必要があり、この適合の有無を労働委員会が審査することになっています。

- ・ 労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てるとき
- ・ 法務局に法人登記の申請を行うとき
- ・ 県知事(県労働政策課)に労働委員会の労働者委員の候補者を推薦するとき
- ・ 県知事(県労働政策課)に労働協約の一定地域の労働者への拡張適用を申し立てるとき
- ・ 厚生労働大臣(公共職業安定所)に無料の労働者紹介・供給事業の許可申請を行うとき

※なお、資格審査の詳細につきましては、[労働委員会ホームページ](#)を御覧ください。

### 労働組合の資格審査のながれ



#### 【お問い合わせ先】:

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

# 11月は、いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間です！

～企業・団体の皆様のワーク・ライフ・バランス取組宣言大募集！！～

茨城県では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進のために、11月を「いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間」とし、第3水曜日(11月16日)に「県内一斉ノー残業デー」を、大好きいばらき週間である11月7日から13日までの間に「休暇取得キャンペーン」を実施します。いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会では、企業や団体の皆様から月間内に行う取組宣言を募集します。

ふるってご応募ください！

## 【募集期間】

平成28年8月1日～10月31日

## 【宣言の例】

- ・ 11月16日(県内一斉ノー残業デー)は定時退社に取り組みます。
- ・ 11月7日から13日の間に休暇取得促進に取り組みます。
- ・ 11月に育児や介護の両立支援制度について、従業員に説明する機会を設けます。etc

※ 自社の実情に合わせた内容で結構です。

※ 宣言書用紙等の詳細はあってホームページ等で公表します。

## 【応募者特典】

- ・ 県ホームページで取組をご紹介します。
- ・ 社内啓発用ポスターを差し上げます。



## ★ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)推進のメリット

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、「仕事」と「生活」(家事や育児、趣味や自己啓発など仕事以外の時間)との調和がとれていて、どちらも充実していることです。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組は、「有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高める」、「業務の見直しなどにより、生産性向上につなげることができる」と言われています(男女共同参画会議仕事と生活の調和に関する専門調査会報告より)。

(お問い合わせ先)

いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会事務局  
茨城県商工労働観光部労働政策課労働経済・福祉グループ  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649  
Email rosei1@pref.ibaraki.lg.jp  
ホームページ



<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtop.html>

※ いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会は、茨城県・茨城労働局・県内経済4団体・連合茨城で構成され、本県のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、官民連携して取り組んでいる団体です。

## 有利

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

## 安全

国の制度だから安心  
掛金の一部を国が助成します。

## 簡単

社外積立で管理もラクラク  
退職金試算額などをお知らせします。

# 中退共

CHU-TAI-KYO

退職金は直接退職者に  
支払われます。

お近くの金融機関等の  
窓口でお申込みください。

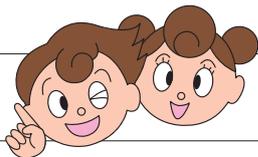
パートタイマーさんも  
家族従業員も加入できます。

掛金は、従業員ごとに  
16種類から選択できます。

転職先でも引き継げる  
「通算制度」があります。

# 「よし、やるぞ！」の一体感。

## 働く人が元気な会社。中退共が応援します。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

## 勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	勤労者緊急生活資金融資制度	失業者等緊急生活資金融資制度
対象者	県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方	県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方 ○失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件となります） ○勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
使途	○自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等） ○医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等） ○教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等） ○災害・交通事故のため必要となった資金 ○転居費用	○日常生活に必要な生活資金
融資額	100万円以内	50万円以内
利率	年利1.7%（別途保証料0.7%）	年利1.2%（別途保証料0.7%）
返済	5年以内（6ヶ月以内の元金据置期間を含む）	
その他	融資利率は、平成28年4月1日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

＜お借入申込み＞中央労働金庫県内各支店

＜お問い合わせ＞中央労働金庫茨城県本部（Tel:029-221-4181）

茨城県労働政策課（Tel:029-301-3635）

## ワーク・ライフ・バランス講師派遣事業のご案内

県では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進するため、無料で講師を派遣します。ワーク・ライフ・バランスとは何か、どのように取り組んでいけば良いのか、などについてぜひ学んでみませんか。

- 1 講師：ワーク・ライフ・バランスアドバイザー（県が委嘱した社会保険労務士）
- 2 時間：40分程度
- 3 対象：県内中小企業、団体、市町村
- 4 派遣料：無料
- 5 実施期間：平成29年2月28日まで
- 6 申し込み期限：平成29年2月10日まで
- 7 お問い合わせ：茨城県商工労働観光部労働政策課 電話 029-301-3635



茨城労働 Seed 7月号 第694号 平成28年7月発行  
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>

茨城県商工労働観光部労働政策課 〒310-8555 水戸市笠原町978番6  
 TEL 029-301-3635